

## 垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空き家の所有者等に対し、垂水市空き家バンク制度要綱（平成17年告示第93号）第2条第1号に規定する垂水市空き家バンク制度の空き家の登録の障害となる空き家内の家財道具等の処理費用について、予算の範囲内で、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、垂水市空き家バンク制度の利用の促進を図り、もって空き家バンク登録物件数の増加を促し、交流の拡大及び定住促進の更なる活性化に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、垂水市空き家バンク制度要綱第4条第2項の規定により、空き家を売却し、又は貸し付けることを目的として家屋を垂水市空き家バンクデータベースに登録する者（空き家を貸し付けることを目的とする場合は、当該空き家を5年以上賃貸住宅として供する者に限る。）で、市税の滞納及び市に対する債務の不履行がないものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家内の不要な家財道具等の処理費用に関する経費とする。この場合において、補助対象経費は、同一の家屋について1回限りとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額が5万円を超える場合は、5万円）とし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 市税に滞納がないことを証する書類

(2) 誓約書（別記第2号様式）

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る審査及び調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査等により、補助金を交付することが適当でないとき、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者が、補助金の請求をしようとするときは、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金交付請求書（別記第5号様式）に当該申請に係る領収書を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱の規定に違反すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。ただし、天災等による家屋の破損等、自己の責めに帰さない理由である場合は、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金交付取消決定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。